

令和8年2月定例会 経済委員会（付託）

令和8年2月26日（木）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

出席委員

委員長	沢本	勝彦
副委員長	重清	佳之
委員	岡田	理絵
委員	井村	保裕
委員	仁木	啓人
委員	寺井	正邇
委員	岸本	淳志
委員	岡田	晋

委員外議員

議員	扶川	敦
----	----	---

議会事務局

議事課副課長	山田久美子
議事課課長補佐	一宮 ルミ
議事課主任	横山 雄大

説明者職氏名

〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
副部長	七條 和義
副部長	鈴木 光明
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
農林水産政策課長	平島聡一郎
農林水産政策課農地政策室長	矢野 聡
みどり戦略推進課長	水口 晶子
みどり戦略推進課販売・物流支援室長	新居 義治
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
畜産振興課家畜防疫対策担当課長	片山久美子
林業振興課長	須恵 丈二
林業振興課木材増産・加工流通担当課長	木本 正二
漁業管理調整課長	嶋村 一郎
農林水産総合技術支援センター所長	伏谷 茂
農林水産総合技術支援センター副所長	宮崎幸一郎

農林水産総合技術支援センター経営推進課長	山本 憲
農林水産総合技術支援センター経営推進課 企画・プロジェクト担当課長	富永 貴嗣
農山漁村振興課長	中原 幹起
生産基盤課長	若山 健一
生産基盤課水産基盤・国営担当課長	野村 卓也
森林土木・保全課長	井村 慎也

【追加提出議案】(説明資料(その4))

- 議案第54号 令和7年度徳島県一般会計補正予算(第11号)
- 議案第61号 令和7年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 令和7年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算(第1号)

【報告事項】

- 徳島県立椿泊漁港荷さばき所の供用開始について(資料1)
- 水稻「にじのきらめき」の奨励品種採用について(資料2)
- 農業者等を対象とした渇水に関する相談窓口の設置について

沢本勝彦委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案につきましては、さきの委員会におきまして説明を聴取したところではありますが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

里農林水産部長

それでは、経済委員会説明資料(その4)により、今議会に追加提案いたしました農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

3ページをお開きください。令和7年度2月補正予算案でございます。

一般会計歳入歳出予算総括表につきまして、補正額の欄の最下段に記載のとおり63億4,371万2,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は371億924万1,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページでございます。

特別会計につきまして、補正額の欄の最下段に記載のとおり1億7,655万円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は1億7,507万5,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

5ページでございます。課別主要事項について御説明させていただきます。

農林水産政策課の一般会計でございます。

2段目の農業総務費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で

8,742万8,000円の減額をお願いしております。

6ページでございます。同じく農林水産政策課の特別会計でございます。

農・林・水産業の各分野への資金貸付金において、融資実績に合わせた補正など、1億8,212万9,000円の減額をお願いしております。

7ページでございます。みどり戦略推進課でございます。

5段目の園芸振興費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で6億4,785万4,000円の減額をお願いしております。

8ページでございます。鳥獣対策・里山振興課でございます。

4段目の農業総務費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で1億2,502万2,000円の減額をお願いしております。

9ページでございます。畜産振興課でございます。

3段目の畜産総務費におきまして、給与費の所要見込額の確定による補正など、合計で1,847万円の増額をお願いしております。

10ページでございます。林業振興課の一般会計でございます。

3段目の林業振興指導費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で1億1,156万4,000円の減額をお願いしております。

11ページでございます。同じく林業振興課の特別会計でございます。

県有林及び県行造林の管理・運営等に係る給与費の所要見込額の確定による補正など、557万9,000円の増額をお願いしております。

12ページでございます。水産振興課でございます。

3段目の水産業振興費、摘要欄③のア、環境変動に適応した養殖生産体制構築事業では、全国的なカキの大量死滅を受け、国が措置した政策パッケージ等に呼応し、カキの高水温期の死滅割合低下に向けた実証試験の支援や、ワカメの大型種苗の安定生産試験を実施する経費としまして2,222万円の増額、4段目の水産業協同組合指導費におきまして、事業費の確定による補正など、合計で831万1,000円の減額をお願いしております。

13ページでございます。漁業管理調整課でございます。

1段目の水産業総務費におきまして、給与費の所要見込額の確定による補正など、合計で122万1,000円の減額をお願いしております。

14ページでございます。農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。

2段目の農業総務費におきまして、事業費の確定による補正など、15ページに記載のとおり、合計で3億7,865万4,000円の減額をお願いしております。

16ページでございます。農山漁村振興課でございます。

4段目の農地総務費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で2億6,713万7,000円の減額をお願いしております。

17ページでございます。生産基盤課でございます。

1段目の農地総務費から18ページ2段目の漁港施設災害復旧費まで、事業費の確定による補正など、合計で25億8,468万3,000円の減額をお願いしております。

19ページでございます。森林土木・保全課でございます。

2段目の林業総務費から8段目の治山施設災害復旧費(土木施設)まで、事業費の確定による補正など、合計で21億5,030万8,000円の減額をお願いしております。

20ページでございます。継続費の変更でございます。

既に御承認いただいております、農林水産総合技術支援センター経営推進課の漁業調査船「とくしま」新船建造事業及び21ページの生産基盤課の椿泊荷さばき所整備事業の全体計画のうち、年割額及び財源内訳につきまして所要の変更を行うものでございます。

22ページでございます。繰越明許費の追加でございます。

畜産振興課の家畜保健衛生所運営費から、農山漁村振興課の土地改良計画調査事業費までの5課6事業につきまして、翌年度繰越予定額の欄、最下段に記載のとおり、合計で5億3,375万5,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

23ページでございます。繰越明許費の変更でございます。

これまでの定例会において繰越明許費を御承認いただきました事業のうち、林業振興課の林業力倍増基盤整備促進事業費から、25ページの森林土木・保全課の現年発生治山施設災害復旧事業費までの5課27事業につきまして、合計で54億4,751万5,000円へ繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

提出案件の説明は、以上でございます。

この際、3点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。徳島県立椿泊漁港荷さばき所の供用開始についてでございます。令和6年度から整備を進めてまいりました荷さばき所につきまして、本年5月の供用開始を予定しておりますので、その概要や今後のスケジュールについて改めて御報告させていただきます。

まず、1、目的でございます。

本施設は、高度な衛生管理体制の構築により魚価の向上を図るとともに、流通拠点機能を強化し安全・安心な水産物を安定供給することで、漁業収入の増加や持続可能な水産業の実現を目指すものであります。

次に、2、施設概要ですが、本施設は高度衛生管理型荷さばき所であり、建屋は鉄骨造3階建て、延べ床面積約2,800㎡と、県営の荷さばき所としましては沖縄県糸満漁港や下関漁港に次ぐ規模を誇るものであり、1日当たり約10tの水産物の取扱いを可能としております。

主要設備といたしまして、荷揚げした水産物を出荷まで保管する冷凍冷蔵施設のほか、岸壁から作業台までベルトコンベアで運ぶ魚類移送施設、また従来手書きで行っていた入札をDXの活用により効率化する電子入札システムなどを整備しております。

施設の特徴といたしまして、鳥などの侵入を防ぐ閉鎖型の施設で、海水の紫外線殺菌装置を備えるなど、高度衛生管理に対応したものとなっております。

資料中ほどの写真左側に、海から見た荷さばき所の外観を、右側に施設の内部、ベルトコンベアや活魚水槽の配置状況をお示ししております。

3、管理運営でございますが、11月議会でお諮りいたしましたとおり、指定管理者制度を導入いたしまして、利用者の利便性と維持管理の適時性の両立を図ることとしております。

4、スケジュールでございますが、建屋は昨年12月に完成しており、現在、取水ポンプ設置など設備据付け工事を鋭意進めており、この3月中旬からは、供用開始を見据えて指定管理者の職員による設備の操作をはじめとした習熟訓練が始まる予定でございます。供

用開始は、5月を予定しております。

続きまして、2点目でございますが、資料2を御覧ください。

水稻、にじのきらめきの奨励品種採用についてでございます。

県におきましては、米の安定生産や生産者の所得向上を図るため、農林水産総合技術支援センターが選定した品種の中から、JA全農とくしま等の関係機関との協議の上、県内での生産に適した優良な品種として、この度、にじのきらめきを奨励品種に採用いたしましたので、その概要を御報告いたします。

まず、1、「にじのきらめき」の特徴等でございます。

今回採用いたしました、にじのきらめきは、夏場の高温による白未熟粒の発生が少なく品質が良好であるほか、収量が多く、茎が短く倒れにくいことから、安定した生産が可能となります。

また、食味は良好で大粒であるため炊飯後の見た目も美しく、全国的に生産が急増しております。

次に、2、栽培面積の拡大に向けた取組でございます。

令和10年に栽培面積1,000haを目指し普及を推進するとともに、種子の安定供給に向け、令和8年度から美馬市におきまして種子生産による安定供給を開始いたします。

あわせて、専用肥料の開発による生産性向上やイベント等を通じた消費者へのPR活動を展開し、認知度向上や需要拡大を図ってまいります。

続きまして3点目は、資料はございませんが、農業者等を対象とした渇水に関する相談窓口の設置についてでございます。

昨年11月以降、四国地方では降水量が少なく、特に1月は1946年の統計開始以降、最も少ない記録的な値を示すなど少雨の状況が続いております。

このため、農業用水の確保や農作物の生育への影響が懸念され、先週の2月20日に農業者、関係者からの相談を受け付ける渇水に関する相談窓口を県民局、農業支援センター等に設置いたしました。

今後、多くの水を必要とする田植えの時期を迎えることから、引き続き関係機関と緊密な連携、迅速な情報共有を図るとともに、きめ細やかな営農指導や農業用水に関する相談対応を行ってまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

沢本勝彦委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田理絵委員

今、部長が説明されていた中で、12ページに環境変動に適応した養殖生産体制構築事業というところがあるんですけども、それについてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

以前から、海洋環境の変化による漁業への影響や対策についてずっとお尋ねしているのですが、今回、このように事業構築費として補正予算を取っていただきました。その中で、特に昨年は不作であり、その前は二枚貝の貝毒で2年続けてカキがダメージを受けていると地元鳴門の漁師さんからのお声がありました。鳴門だけではなくて、最近、瀬戸内海沿岸が駄目で、太平洋側に面している南のほうは良いという、それぞれ地域によって差があるのですが、私の地元では非常に影響を受けていて、2年続けて不作になってくると、漁師さんとしてもなかなか生業が厳しいし、もう一回作ったとしても同じような被害があるんだったらどうしようかという消極的な声も上がっていると伺っていました。

今回、このような構築費ということで予算を上げていただいている、その中でも養殖のカキやワカメは非常に厳しいと言われていたんですけど、1月に入って気温が下がり、少し雨が降るようになったので、12月末に聞いていた話よりはだいぶ良い感じになりつつあり、例年よりは小さく、収穫が遅れているところもあるようです。

雨が少ないから、一時色落ちがすごいというお話があったんですけど、昨日も雨が降りましたし、少し回復の兆しが期待できるのかなというところがあります。気候変動、環境変動、去年から今年にかけて雨が少ない。農作物だけではなく海も雨によって栄養がもたらされていたり、海流が混ぜられているところがあるということでございます。自然環境に打ち勝てるとは言いませんが、それに対応できるように構築していかないと。水産業が自然環境と共存できるような生業になっていく部分について、徳島県としても是非寄り添いながらしてほしいと、この補正予算が上がっているところで質問です。

養殖のカキとかワカメについて実証実験に取り組むことは分かるのですが、どのように取り組んでいかれるのか。まず、2年続いて不作になったから3年目はどうしようかという課題があるカキのほうから教えてもらえますでしょうか。具体的にどのようにしたらいいのかなのか、次の転換点があれば教えてください。

岡久農林水産部次長（水産振興課長事務取扱）

今、岡田委員から、2月補正予算の事業の中身について御質問を頂きました。

御存じのとおり、昨年、高水温などの影響により瀬戸内海を中心とする養殖カキの歴史的な不漁が発生したことを受けまして、カキ養殖業者の資金繰り支援、また雇用の維持、環境変化に対応した養殖方法の開発などを支援する政府の総合対策として、高水温等によるカキへの死被害への政策パッケージが示されたところでございます。

この政策パッケージはカキのほか海藻類も対象となっており、この度2月補正予算に提案した環境変動に適応した養殖生産体制構築事業は、本パッケージの支援事業を活用したものでありまして、養殖カキや養殖ワカメを対象に環境変動に対応した新たな養殖手法の開発に向けた実証実験に取り組むこととしているものでございます。

このうちカキにつきましては、微生物を利用した代謝改善を図ることで、夏場の高水温期の死亡割合が低下するという民間企業での研究データを参考にしまして、カキ養殖業者が取り組む現場での実証試験を支援することとしております。

具体的には、夏場の高水温になったときに陸上の水槽に上げまして、そこで微生物やGS菌を与えることにより酵素ができ、代謝改善を図り種苗を死なせないようにするものでござ

ざいます。

岡田理絵委員

今、御説明いただいた微生物を食べさせるとか陸上に上げるというのも、初めての試みになるんですか。

岡久農林水産部次長(水産振興課長事務取扱)

県におきましては、このような取組は初めてでございます。

岡田理絵委員

県においてはということは、ほかの地域では実験されているデータとかがあって割と効果が上がっているから、県も取り組むという解釈でいいんですね。

岡久農林水産部次長(水産振興課長事務取扱)

他県の民間企業におきまして、そういう研究データが出ておりますので、それが本当にいけるかどうかという実証試験を行うものでございます。

岡田理絵委員

今の状況を打開できる光といたしますか、カキ養殖者にとりまして少しは前向きに進んでいけるのかなと思います。この実験がうまくいって、瀬戸内海でのカキの養殖が当たり前のように、期待して見守っていきたいと思います。

次に、ワカメについてはどのような取組をするようになっているんですか。高水温用のワカメ、椿泊のワカメと掛け合わせて、高水温にも対応できるような品種も開発してくれているというお話も伺っていますけれども、ワカメについても是非、更に生産量を上げていける取組になるようお伺いしたいと思います。

岡久農林水産部次長(水産振興課長事務取扱)

ワカメについての取組でございます。

近年の海水温の上昇に伴いまして、冬場も活発に活動するようになりましてクロダイやアイゴがワカメを食べる被害が頻発するようになりまして、魚類の食害が環境変化に伴う新たな課題であると認識しているところでございます。

県では、既に食害対策としまして、ネット状のパネルを用いてワカメの新芽を守る育苗ケージや、刺網を用いて大きく育ったワカメを守る防除網など、農林水産総合技術支援センター水産研究課が開発した技術の現場普及に取り組むとともに、公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金と連携し、漁業者による食害魚の駆除作業などを支援しているところでございます。

こういった中、県では、この事業を使いまして食害対策の更なる推進を図るべく、陸上水槽を用いて食害を受けにくいサイズになるまで種苗を大きく育てた後、これを海面で育成する新たなワカメ養殖手法の実証試験に取り組むこととしております。

今後とも環境変動に対応した持続可能な水産業の支援を図るため、漁業者の皆様と連携

しながら養殖業の安定化に努めてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

ワカメにしても、海水温が高いので本来移動している魚が動かなくて、食害が漁師さんを非常に悩ませています。それに対してもいろいろ対策をしていただき、全く無くなったのかなと思って去年も聞いていたのですけれども、ある程度食べられたと。ただ、食べられることに対する免疫力と抵抗力が付いたから、食べられてどうしようかと言っていた始めの時より少しは、また種を付けるなり防除網をしたり、漁師さんも食べられることを前提に、ワカメの種付けや棚卸しをしているというような話も伺っていました。

それでも食べられていたので、今のように食べられなくなるまで陸上で養殖することは可能なのかなと思いつつも、ワカメ自体が長いので、かなり深いプールが要るのではないかと、どこまでのサイズになったら食べられにくくなるのかというのも、また実験されることだと思います。漁師さんが何度も種を付けないと駄目というよりは、陸上で養殖して、ある程度食べられなくなるサイズを見極めてもらって、少しでも負担が減るワカメの養殖になるように期待するところではあるのですけれども、そこは未知数であるので、県としても辛抱強く、1回ではなく何回も、またエリアも変えながらしていただかないと、多分良い結果にはならないのかなと思います。

食害対策の一つとして、ワカメの生産を続けてもらえるように、あと漁師さんの負担を減らすということでも是非取組をしていただきまして、うまくいくことを期待していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

ただ一つ、動かすのには浜から近い所が良いと思っておりますので、養殖するエリアや環境がよく似た所に関しては、是非配慮しながらしていただきたらと思っております。

もう一つ、去年、今年とずっと経済委員会でも言い続けていますけど、生産者の方に寄り添って、農林水産業の皆さんが業として生活を託しながら命を賭けてされているところを尊重していただきまして、県としてできる支援に是非積極的に取り組んでいただいて、県を支えている第一次産業が、10年後、20年後、30年後にも農地を守っていききたいと思えるような、売上げが上がっていくところも必要ですし、生活していくところもそうですが、孫に託していききたいと思えるような商売になっていく取組は必要だと思います。

そのあたりは、農林水産業の皆様方及びそれぞれの研究者の人たちが是非力を合わせて、徳島の農業や林業を守っていただけるように、また漁業を支えていただきますように、気候変動に負けないような取組を先手先手で打っていけるように、是非皆さんで知恵を出し合って取り組んでいただきたいと思っております。

農林水産部からターンテーブルを1年かけて店じまいしますという報告が委員会であったのですけれども、その日にネットニュースで全国的に出ていたみたいで、それを見た東京徳島県人会の方から、ターンテーブルについて、10年かけてやっと居場所ができた、みんなが集まる場所ができたと思っていたのにやめるんですかというメールを何通かもらったんです。

私が質問させてもらった時は、1年かけて次の手立てを考えるという答弁だったと思いますが、徳島県の場所として全く無くなるのか、それとも新たな場所を見つけてもらって、皆さんの心のよりどころになる第二のターンテーブルができ上がるのか、県としてそのあ

たりはどう考えられているのか質問させてもらいたいです。

ターンテーブルは農林水産部がされていたけれども、全く別の形になれば所管ではないかもしれません。東京徳島県人会の方が言っていたのは、徳島の味を楽しめる、徳島のものが食べられるのもターンテーブルの魅力の一つだとおっしゃっていたので、ターンテーブルが、東京に住んでいる方、東京から全国に発信する拠点として、皆さん方というか東京に住んでいる子たちのふるさとの一つと思ってもらっていた場所なので、私としては農林水産部がしてくれるのが一番いいのかなと思うんですけど、今後、ターンテーブルを店じまいした後の第二の取組はどう考えられているのか、教えてもらえますか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま岡田委員より、ターンテーブル事業終了後、首都圏における県人が集まれる場所について御質問を頂きました。

首都圏における本県の情報発信と交流の拠点であるターンテーブルにつきましては、昨年11月28日に提出いただきましたターンテーブル運営評価委員会の御意見や施設の老朽化、また建物所有者が契約の継続を希望しない旨の意向を示されたことなどを総合的に勘案しまして、県としましては現在の施設の賃貸借契約を更新せずに、令和8年度で事業を終了することとしております。

また、施設の賃貸契約の満了が令和9年3月末までとなっておりますので、来年度につきましては、ターンテーブルを活用しましてしっかりと県産品の認知度向上、販売拡大に努めてまいることとしております。

また、委員御指摘のとおり、ターンテーブルにつきましては、これまで県人会の会合や同窓会等で県人の方々に御利用いただいているところでございます。

首都圏における本県ゆかりの方々が集い、徳島の食を味わいながら交流できる場所としての機能は非常に重要であると認識しておりますので、令和9年度以降の新たな情報発信や交流の在り方につきまして、経済産業部や地域商社、県人会など関係部局、機関と緊密に連携を図りながら、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

是非、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、特に徳島県は関係人口を増やしていこうという切り口で、徳島と関わりのある方を増やし、県人会においても拡大していて、去年10月に500人を超える皆さんに集まっていたいただきました。徳島にゆかりのある方もそうですが、徳島に関わってくれた方もその分広げていっている一方で、徳島の食を通じて徳島を知ってもらって、徳島に行ってみたいとか、徳島を感じてみたいとか、逆に言うと、ふるさとを離れている方が徳島の味を懐かしんで、また今度夏休みになったら1回帰ってみようとか、ふるさとに回帰するきっかけにもなろうかと思ひます。新たな場所になろうかと思ひますが、是非御検討いただき、徳島に関係のある方が更に広がっていくような取組につなげていただきたいと思ひます。

もう一つ言われていたのが、ターンテーブルは余り高級路線ではなかったもので、若い人たちも気軽に行けたということです。東京も徳島もホテルの宴会代とか物価が上がってき

ていまして、誰でも集まれるような金額になっていないというのもあります。どうとらえるかは別ですが、ターンテーブルだったら場所も分かるし、そんなに高級なところではないからみんなが行けるといところで、県人会の若い世代で大学の同窓会をしてきていたという話も言われていました。そのあたりも少し配慮していただきながら、どんな世代の方たちも気軽に集えるような、徳島の食材を楽しめる、その中で徳島はこんなのだったとか、こんなに変わっているなど実感できてふるさとへのつながりを持ってもらえる基地として、徳島県が新たな場所を作っていただくことを強く要望していきたいと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

交流拠点やインターンの取組について御質問を頂きました。

これまでもターンテーブルを活用していただきまして、移住交流のイベントなどに関係部局に御協力いただき、実施させていただいているところでございます。

来年度につきましても同様に開催していただけるように聞いておりますし、これまでの常連の方、県人会や県人の方も含めまして御活用いただいている方々につきましてもしっかりお店でフォローしていただけるように、ターンテーブル等とも調整させていただいているところでございます。

先ほども申し上げましたこれらの機能については非常に重要であると考えておりますので、今後の取組については関係部局と連携して検討させていただきたいと考えております。

岡田晋委員

漁業管理調整課にお聞きします。

昨年12月10日の本委員会において取消決定が報告された、吉野川漁業権の今後についてです。

さきの委員会では、今後の吉野川における採捕秩序の維持、水産資源の保全に必要な情報共有や意見交換を実施するとお聞きしておりました。

今年1月26日に開催された吉野川水産振興連絡会では、こういった内容の協議や議論がなされたのでしょうか。一般的な県の方針の説明会ではなかったのでしょうか。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま委員より御質問いただきました吉野川水産振興連絡会では、漁業権の取消後も引き続き吉野川に適用される徳島県漁業調整規則や徳島県内水面漁場管理委員会による規制内容について、関係機関と遊漁者代表で情報共有するとともに、違法採捕に対する監視体制の強化に向け、県、市町、河川管理者など関係機関における連携協力体制の確認をしたところです。

加えて、吉野川のアユ資源の維持に向けて県が行います、今後の資源調査の実施方法などについて、学識経験者や農林水産総合技術支援センター水産研究課など専門家の方々から意見を頂きながら、関係者で協議を行いました。

岡田晋委員

さきの委員会で、メンバーについては県、流域市町、河川管理者のみでは十分でないと申し上げ、吉野川の水産資源の保持・保全に必要な情報をよく知っておられる方をお入れしてはどうでしょうかと申し上げました。

その時の説明では、現在調整している構成員は河川管理者、流域市町、県に加えて、採捕秩序の保持に向けた監視体制を担う警察、実際に吉野川で遊漁されて中立な立場にある遊漁者、水産資源の保全等に明るい学識経験者などを考えており、関係機関の間で情報共有を図りながら、連携、協力体制を構築してまいりたいとのことでした。

今回参加された遊漁者については、こういった遊漁実績を持たれている方でしょうか。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま委員より、吉野川水産振興連絡会構成員の遊漁者について御質問を頂きました。県では、釣り人の皆様に組織されております徳島県釣連盟に対しまして、長年吉野川でアユ釣りをなされている方を吉野川水産振興連絡会の遊漁者代表として推薦していただくようお願いいたしました。

その結果、徳島県釣連盟から御推薦いただきました同連盟の役員2名の方に御出席いただいております。

岡田晋委員

吉野川の自然体系や川の流れ、そして魚類について現場を熟知している方の意見をより多くお聞きしないと、より良い方向に向かわないと思います。

単なる行政の都合で選んだ関係者の対応では、実効性のある取組は期待できないと思います。

吉野川水産振興連絡会のメンバーに遊漁者を加えるお考えをお聞きします。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま委員より、吉野川水産振興連絡会の遊漁者追加について御質問を頂きました。

吉野川水産振興連絡会の構成員の追加につきましては、今後、吉野川水産振興連絡会での協議を進めていく中で必要に応じて検討してまいりたいと思います。

岡田晋委員

メンバーには、遊漁者をはじめ必要な方の追加をお願いしたいと思います。

吉野川に漁業権が無くなった後は、アユやアマゴ、ウナギを捕る際の遊漁料は不要となるものの、禁止されている区域や期間は変わらず、漁業権に基づいて認められていた刺網や竹筒などの漁具は使えなくなると思いますが、これらの周知はどのようにするのか。

また、違反行為があったときの対処は、吉野川水産振興連絡会のメンバーでもある警察が行うのでしょうか。具体的に教えてください。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま委員より、違反行為への県の対応及びルール周知について御質問を頂きました。

徳島県漁業調整規則や徳島県内水面漁場管理委員会指示に基づき、規制内容につきましては県ホームページによる周知を行いますとともに、吉野川水産振興連絡会の構成員の皆様にも周知をお願いしているところであります。

また、徳島県漁業調整規則、徳島県内水面漁場管理委員会指示などの漁業関係法令違反の監視につきましては、県の漁業監督吏員、水産資源保護監視員等が吉野川流域を巡回、監視することとしております。

今後、実際の漁業関係法令違反への対処につきましては、県漁業監督吏員を中心に吉野川水産振興連絡会の構成員の警察の皆様とも連携しながら、適切に行ってまいりたいと考えております。

岡田晋委員

吉野川の自然を守る秩序の維持には、漁業権は欠かせないと考えます。漁業権の復活も視野に入れた県の見解をお聞かせください。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま委員より、今後の吉野川の漁業権について御質問を頂きました。

内水面は、海面に比べると生息可能な魚が圧倒的に少なく容易に採捕できるため、乱獲により資源が枯渇する可能性ははるかに大きいこと、漁業者数が少なく、かつ兼業的に営んでいる者が多いこと、加えて漁業協同組合員以外の遊漁者数も多いという公共的性格を有していることなどの特徴があり、海面と状況は大きく異なっております。

このため、漁業法では、アユ、ウナギなどを対象とした第5種共同漁業権は、漁業協同組合や徳島県漁業協同組合連合会に限り免許可能としており、免許に際しては、海面の漁業権にはない種苗放流や産卵場造成などによる増殖義務を課しております。

法律で第5種共同漁業権に増殖義務が課されている理由は、特定の者に漁業権という私権の設定を認めることと、内水面の持つ公共的性格の両者を調和させる意味合いからでございます。第5種共同漁業権は、増殖と水産資源を通じて内水面の資源的価値を高めることを条件に免許されるものでありますから、漁業権者がこの条件を顧みず、単に排他、独占的な権利のみを主張することは決して許されることではありません。

昨年12月に免許を取り消した、吉野川の漁業権者であった吉野川漁業共同組合連合会、吉野川西部漁業協同組合、三好河川漁業協同組合は義務放流を果たしておらず、これは漁業権制度の根幹に関わる極めて重大な違法行為でございます。現時点においては、これらの漁協に対して改めて漁業権を免許する考えはございません。

今後は、吉野川の採捕秩序の維持のため、地域住民や遊漁者など関係者と共に管理、利用の在り方について進めてまいりたいと考えています。

岡田晋委員

吉野川は、四国三郎という名に恥じない、自浄作用のある良好な吉野川の維持のために漁業権の役割は大きいと思いますので、是非とも吉野川の漁業権の速やかな復活に向けての努力をお願いします。

次に、鳥獣対策・里山振興課にお聞きします。

今回の質疑に当たり、県のホームページで鳥獣というキーワードで検索すると、農林水産部長が委員長を務めている徳島県鳥獣被害防止センターのとくしま鳥獣被害対策情報広場という画面が出てきました。とくしま鳥獣被害対策情報広場のトップページのお知らせには、2021年3月16日に令和3年の鳥獣被害対策指導員名簿が掲載されており、その後5年間更新は全くなく、2026年1月6日になって初めて、令和6年度野生鳥獣による農作物被害情報を掲載したとあります。

また、このサイトについて問合せ先の電話番号が掲載されておられません。そして、関連する徳島県鳥獣被害防止センターのページの説明は、いまだに担当課名が鳥獣対策ふるさと創造課となっております。

多くの県民の皆様は、県のホームページで県行政の動きを知ります。身近な問題として、特に鳥獣被害対策への関心は高いのではないのでしょうか。正確な最新情報を掲載してもらえたらと思います。

この状況を鑑みると、徳島県鳥獣被害防止センターが形骸化して機能していない気もしますが、どうなっていますか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま岡田委員より、徳島県鳥獣被害防止センターに関する御質問を頂いております。

徳島県鳥獣被害防止センターは、県や市長会、町村会、徳島県農業協同組合中央会、徳島県農業共済組合、徳島県猟友会など関係機関が緊密に連携し、野生鳥獣による農林水産業への被害防止を総合的に進めるため組織されております。本センターは形骸化した組織ではなく、現場に即した実効性のある活動を展開しております。

具体的には、被害状況の確認や、捕獲と防護に関する技術指導、被害ゼロ集落の育成、鳥獣被害対策指導員の養成など総合的な鳥獣被害対策を実施しているところです。

一方、委員御指摘のとおり、徳島県鳥獣被害防止センターのホームページの更新が不十分でしたので、情報を更新するとともにトップページの掲載内容を修正いたしました。

今後は、県民の皆様にセンターの活動をより一層見える形でお届けするため、適切なホームページの運営に取り組んでまいります。

岡田晋委員

早急に情報を更新したとのことですが、今後はきめ細やかに対応してください。

東京都では、農林水産業や生活環境、生態系に対して恒常的被害を与える野生鳥獣として、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ムクドリなどを有害鳥獣捕獲の対象としています。

また、アライグマ、ハクビシンについても、外来生物として有害鳥獣捕獲の対象としていますが、徳島県での対象もこれと変わりありませんか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま岡田委員より、有害鳥獣捕獲の対象に関する御質問を頂いております。

農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金における有害鳥獣捕獲の対象鳥獣については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条に基づき、

市町村が策定する鳥獣被害防止計画において対象とする鳥獣の種類を指定することとなっております。

現在、策定されている県内各市町村の鳥獣被害防止計画では、市町村の実情に応じて指定されている対象鳥獣が異なっているものの、本県の農作物被害の9割を占めるニホンジカやイノシシ、ニホンザルのほか、アライグマやハクビシンといった外来生物やタヌキ、アナグマ、イタチ、ノウサギ、キツネ、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カワウ、キジバトなど、サギ類、カモ類が有害鳥獣捕獲の対象鳥獣として指定されております。

岡田晋委員

もう1点、農作物被害はもとより、直接的な被害や生活環境を侵すカラス対策についてお聞きします。

夕方になるとどこからともなく集まり、群れを成して電線に止まって糞はするし、気味の悪い状況になる場所、吉野川市だったら吉野川に架かる西条大橋の南があります。対策は四国電力株式会社にお問い合わせしましたが、解決には至っていません。

カラスは群れを成して、阿波市や石井町方面にも飛び立ちます。一つの自治体だけの問題ではなく、もっと広域的な問題です。

東京都では取組をしてお聞きしていますので、市町村を包括する広域自治体として、徳島県においても対策を考えられていることがあればお聞きしたいと思います。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま岡田委員より、カラス対策について御質問を頂いております。

農林水産業におけるカラス対策として、県内18市町村が鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲に取り組んでおり、県ではこうした市町村の取組に対し、技術的助言や国の交付金を活用した財政的支援を行っているほか、令和3年度に第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画を策定し、生活環境や農林水産業の鳥獣被害対策に取り組んでおります。

また、カラスのように市町村の境界を越えて移動する鳥獣については、隣接する複数の市町村が連携して対策を実施することが効果的であることから、県としても市町村間の連携を後押ししてまいります。

今後とも、全国各地の取組事例で本県において有効と考えられる手法については、市町村へ情報提供するとともに、令和8年度に策定予定の次期計画にも反映させ、より効果的な対策につなげてまいります。

岡田晋委員

野生鳥獣による被害低減の実感を目指して立てられている徳島県鳥獣保護管理事業計画の次期計画には、農作物の被害対策だけでなく、生活環境被害の観点も取り入れたカラス対策を盛り込んでいただくことを要望して、この質疑を終わります。

次に、みどり戦略推進課にウメ栽培の現状と将来展望についてお聞きします。

徳島県では、神山町がウメの産地として知られていますが、吉野川市美郷も梅酒特区として認められるほどウメの栽培が盛んで、美郷物産館では、特産品として梅干し、梅酒、梅酢、梅シロップ、梅ジャムなどが好評販売されています。

このような中、気候の影響か、一昨年は今まで経験したことのない不作に見舞われ、その逆に、昨年は大豊作となりました。しかし、長年栽培を行っている農家の方にも詳しい原因や対策は分かりませんでした。

また近年、クビアカツヤカミキリという特定外来生物によって木が枯れる被害が多発しています。これらについて、現在、県としてアドバイスができるようにするための研究や、科学的なデータに基づいた栽培の指導や支援はどうかされていますか。あわせて、県としてのウメ栽培の将来展望についてもお聞きします。

水口みどり 戦略推進課長

ウメ関係の支援と将来展望について御質問を頂きました。

ウメ産地におきましては、御承知のとおり、今後も温暖化の傾向が予想されることから、ウメの受粉を弱らせないための適正な剪定や整枝、病虫害防除の変更などの管理に取り組んでいただけますように、生産者に寄り添い、JA等と連携し、講習会、個別巡回などを行うとともに、技術情報や病虫害発生情報の提供を行いまして、安定生産、産地維持を図る支援を行ってまいりたいと考えております。

また、クビアカツヤカミキリにつきましては、本虫はサクラ、モモ、ウメなどの樹木を加害し枯死させてしまう害虫でございますが、現在、県北部の2市2町の桃園において発生が確認されておりまして、防除対策を実施しているところでございます。

現在のところ、美郷地域での発生は確認しておりませんが、生息被害が広がらないよう、引き続き担当部局や市町村と連携しまして、生産者はもとより県民の皆様に向け、注意喚起や情報提供の御協力について呼び掛けを行ってまいりたいと考えております。

岡田晋委員

県として、これからは生産者に対して気候変動に対応できるよう、気温や日射量、降水量などの科学的データを提供していただき、栽培の不安をなくし、生産量が安定するようアドバイスを行う勉強会の開催を働き掛けるといった指導や、将来展望が明るくなる支援や協力をお願いします。

次に、農林水産総合技術支援センター経営推進課にお聞きします。

下水道事業で発生する下水汚泥を堆肥化し、野菜の試験栽培に取り組んでいる県があります。徳島県においても、自治体の枠を超えた共同処理の取組を進めることは、環境負荷の低減やCO₂削減効果につながると思います。

そういった下水汚泥を農業利用する研究や取組、そして活用策は考えられていますか。

富永農林水産総合技術支援センター経営推進課企画・プロジェクト担当課長

ただいま、下水汚泥の農業利用につきまして御質問を頂きました。

汚泥肥料は地域で発生する下水汚泥を原料とし、窒素やリン酸等の肥料成分を豊富に含む資材です。

現在、県内で肥料の品質の確保等に関する法律による登録がある汚泥肥料は16件あり、なかでも市町が運営する農業集落排水処理施設等の汚泥肥料は地域の農業者に無償配布され、生産活動に役立てられています。

県では、農業集落排水処理施設で排出される汚泥の成分分析やハウレンソウ等の野菜を対象に行った栽培試験に基づき、農業者の皆様が汚泥肥料を利用しやすいよう、野菜栽培での成功基準を平成20年に取りまとめており、環境負荷や肥料コスト低減の観点から、農業者の皆様に対し、土壌診断に基づく適正な規定とともに汚泥肥料の活用について、必要に応じ指導助言を行っております。

今後は、県ホームページや主な農作物の施肥量を定めた冊子などに汚泥肥料を活用した栽培事例を掲載し、汚泥肥料の更なる利用を促してまいります。

岡田晋委員

原材料の大半を輸入に頼っている化学肥料の高騰を受け、原材料を国内での資源で代替えする動きが全国で広がっています。肥料の受皿としての下水汚泥の利活用が進まないと、肥料化が進まないと思います。是非とも、農業利用が図られるための研究や試験栽培を行っていただき、下水汚泥の活用をお願いします。

続いてお聞きします。徳島県農業経営・就農支援センターについてです。

徳島県農業経営・就農支援センターを構成する団体名と県との関わり、構成団体からの職員派遣数、対応している業務、高齢化が進む県内の農業の担い手確保につなげる事業の実績数についてお聞きしたいと思います。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

徳島県農業経営・就農支援センターについての御質問でございます。

県では、令和5年度の農業経営基盤強化促進法の改正を受けまして、地域農業の担い手を育成、確保するため、徳島県農業経営・就農支援センターを農林水産総合技術支援センター経営推進課内に設置しております。

徳島県農業経営・就農支援センターでは、県が主体となりまして、就農相談から定着までを一貫して支える支援体制を構築しております。

さらに、一般社団法人徳島県農業会議など県内13の専門団体を伴走支援機関と位置付けまして、経営、生産流通、農地、金融共済といった各分野の専門的な助言、協力を得ることで多角的な支援を展開しております。

主な業務としましては、新規就農相談に法人化、また経営継承等の個別診断を実施しておりまして、今年度は就農相談が50件、経営相談が48件、専門家派遣が55回を見込んでおります。

今後とも関係機関と緊密に連携しまして、新規就農者の定着と既存農業者の経営発展を支援することで、本県農業の維持発展に取り組んでまいりたいと考えております。

岡田晋委員

これからも、農業法人の設立、継承など農業者の経営発展の支援、就農に関する既存事業には積極的にワンストップで関わっていただき、徳島県の農業の後退を最小限にとどめられるよう、県としての努力をお願いします。

次に、兼業農家支援についてお聞きします。

営農継続に意欲的な兼業農家に対し、農業資機材の導入補助と技術指導を組み合わせ

支援する制度を創設した近隣県があります。

本県として、農業従事者の大半を占める兼業農家へのサポートとして補助事業の創設を前向きに検討していただき、農業立県徳島県の農地保全を目指す必要があるかと思いますが、見解をお聞かせください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

兼業農家に対する支援についてでございます。

2025年農林業センサスによりますと、本県農業経営体のうち主業経営体は約7割を占めておりまして、農業の維持や農地保全において極めて重要な役割を担っていただいております。

これまでの国の水田活用の直接支払交付金などの活用により、営農継続を支援してまいりましたが、兼業農家の皆様は農作業に充てられる時間が限られ、作業の全ての工程を自ら担うことは容易ではなく、また機械設備の導入や更新が大きな負担となっております。

そのため、県では営農継続に有効な農業支援サービスの活用を推進しております。労働力不足や機械価格の高騰を受けまして、その重要性が高まる中、今後、サービス事業体の育成強化に加え、兼業農家等とのマッチングを促進しまして、農作業の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、既存支援策の最大限の活用を図るとともに、他県の補助事業等の動向も見極めながら、兼業農家を含む多様な農業者によります地域農業の維持発展につなげてまいりたいと考えております。

岡田晋委員

是非とも兼業農家を支援し、徳島の農地保全が図られて、喫緊の課題である耕作放棄地が減少する取組をお願いします。

次も、同課にお聞きします。

農林水産省の地理的表示（G I）保護制度に、木頭ゆずが2017年、阿波尾鶏が2023年、徳島すだちが2023年、御膳みそは2025年3月18日に登録されたことを農林水産省のホームページで知りました。

県のホームページで確認すると、地理的表示（G I）保護制度についてページがあり、登録制度の解説と登録製品の紹介がありますが、そこには御膳みそが載っていません。一体なぜ掲載されていないのでしょうか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

地理的表示（G I）保護制度のホームページの掲載についての御質問でございます。

現在、本県の登録製品は木頭ゆずをはじめ計4件となっておりますが、委員御指摘のとおり、御膳みその情報については県ホームページに未掲載となっております。今年度、地理的表示（G I）保護制度の業務がみどり戦略推進課から農林水産総合技術支援センター経営推進課へ移管された際に、個別管理の引継ぎ確認が不徹底であったことによるものでございます。直ちにホームページの掲載内容を更新しまして、最新の情報を掲載させていただきます。

今後は適時的確な情報を、より県民の皆様に見える形で譲渡するために、適切なホームページの運営に取り組んでまいります。

岡田晋委員

地理的表示（G I）保護制度への登録を申請する製品の生産者団体は、県の機関ではなく民間の団体だと思いますが、登録によって、県の地域特性、地域特産品の普及宣伝に寄与していただいております。

県として支援するべきだと考えますが、生産団体と県との関わり、そこへの支援はどうされているのか。その後、新たな登録産品があるのかお聞きします。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

地理的表示（G I）保護制度の支援についての御質問でございます。

これまで県では、登録団体と緊密に連携しまして、現地調査や申請書等の作成サポートなどきめ細かな伴走支援を行うことで、現在まで4品目の登録につなげてまいりました。

また、登録後の支援としましては、地域商社と連携した物産展等への出品であったり、首都圏における大規模展示商談会への出展などを通じまして、G I登録者向けのPR並びに販路開拓支援などに取り組んでいるところでございます。

現在、新たに登録を目指す産地からの相談も随時寄せられておまして、既に申請に必要な書類作成など、具体的な準備に着手しているような事案もございます。

引き続き、国のG Iサポートデスク等の指導・助言を受けながら、産地関係者と緊密に連携しまして、新たな認定に向け積極的に支援活動を展開してまいります。

岡田晋委員

今後も、徳島の地域ならではの、加工品も含めた農水産物の名称を知的財産として守る地理的表示（G I）保護制度へのより多くの登録に向け、県としても積極的に登録の手助けをお願いします。

次に、農林水産政策課農地政策室にお聞きします。遊休田対策についてです。

未利用の水田で水稻を作付けし、水田としての機能を再生させる事業を来年度から始める県があります。水稻栽培が行われていない水田で再び栽培した場合には、以前に比べて収量が落ちるため、安定した収量を確保するには継続的に水稻栽培をする必要があります。意欲のある農家や農業法人に米作りに取り組んでもらうには、水田の機能が確保されていることが重要です。

そこで、遊休田の解消に向けた今後の取組の一例として、他県の事業を参考に研究されると良いと思いますが、お考えをお聞かせください。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま委員より、遊休田の解消対策として水田機能を再生させる事業を研究してはどうかとの御質問を頂きました。

水田は、農産物の供給だけでなく県土の保全等、多様な機能を有しており、この機能の発揮において遊休田の解消は重要な課題であると認識しております。

このため県では、とくしま農山漁村未来投資事業により耕作放棄地を借り受ける担い手に対して、雑草等の除去や営農再開に必要な土壌改良の経費を支援させていただいております。再生された農地は、水稻をはじめ野菜、果樹の栽培に活用されており、来年度も引き続き本事業を実施させていただきたいと考えております。

今後とも、事業を活用いただいた農業者をはじめとする農業者のニーズ把握に努めてまいりますとともに、水田を再生させる事業などの全国事例を研究し、耕作放棄地解消対策に取り組んでまいります。

岡田晋委員

意欲のある農家や農業法人に、機能を回復させた水田を活用してもらうことで、遊休田をなくし、ひいては耕作放棄地の解消にもつながり、地域の生活環境も良くなりますので、是非とも研究されて取組を進めていただきたいと思います。

今回の質疑で、農林水産部のホームページについて気付いたことが幾つかあり、指摘させていただきました。全部署の皆さんに言うておきたいと思っております。

木を見て森を見ずでは駄目だと知事はよく言われますが、木も見えていない現状がありますので、自分の部署のサイトの点検のみならず、ホームページ全体を見ていただき、いつも最新の情報に更新するべきと思いますが、いかがでしょうか。

平島農林水産政策課長

ホームページの更新の件について御質問を頂きました。

御指摘のあった情報の更新漏れにより、県民や関係者の皆様に御不便と御迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

委員から事前にお話を頂きまして、直ちに部内の全課が所管する全ページの総点検と最新情報への更新をいたしました。

今後は、利用者にとって使いやすい情報発信という視点を常に持ち、定期的にチェックするなど更新体制を強化してまいります。

岸本淳志委員

まず、徳島県産ブランド畜産物海外・インバウンド市場開拓推進事業について、概要を教えてくださいたいと思っております。

福見畜産振興課長

ただいま委員より、徳島県産ブランド畜産物海外・インバウンド市場開拓推進事業の概要について御質問を頂きました。

本事業におきましては、米国の関税措置などの国際情勢や加速化する経済グローバル化に対応するため、海外市場や国内インバウンド市場を見据えた未来につながる取組を支援し、徳島県畜産物の輸出量増加、ひいては本県畜産業の活性化を目指すものとなっております。

事業内容としましては、県内生産者を中心とした流通事業者、商社、市町村等で構成されるグループが提案される、畜産物の海外輸出に必要なJGAP又はハラル認証等の取

得に伴う取組や、牛、豚、鶏の従来の枠組みにとらわれない、生産者が連携して実施する国内外の認知度向上及び販路拡大活動などの企画の中から、県産ブランド畜産物を活用した海外輸出、インバウンド需要の拡大につながる事業計画を選定し、その経費の一部について支援を行うものとなっております。

岸本淳志委員

県産品ブランド力向上と輸出拡大を掲げるその事業が、非常に大切だと思っております。御説明の中にありましたが、異なる畜種の生産者が連携して国内外の認知度向上や販路拡大を図る企画を追加し、その取組を補助するという事なんですけれども、もう少し具体的な内容と、その取組によってこういった効果が期待できるのか教えていただきたいと思っております。

福見畜産振興課長

ただいま委員から、事業の具体的な取組内容と期待される効果について御質問を頂きました。

本県ではこれまで、地鶏出荷数27年連続日本一の阿波尾鶏、JGAP畜産認証を必須とするくしま三ツ星ビーフ、イスラム圏で圧倒的なシェアを誇るハラール牛肉といった畜産ブランドを官民一体となって築き上げてきました。

本事業では、新たに県内生産者を中心としたグループが、これまでの牛肉、豚肉、鶏肉という部門の垣根を越え連携して実施する国内外の認知度向上や販路拡大などを支援することとしております。

具体的には、これまで牛肉分野で培われたブランド化の知見や輸出ノウハウ、販路開拓など先駆的な取組を活用し、県産牛肉を核に県産畜産ブランド豚や鶏を組み合わせ、国内有名ホテルやレストランなどでの試食会の開催、首都圏、関西圏の国内外のバイヤーが集う“日本の食品”輸出EXPOなどの見本市への出展による認知度向上、販路拡大活動、また、海外輸出拡大を見据えた都道府県食肉処理施設の活用など、県内生産者を中心としたグループ自らが取り組む活動を支援する内容となっております。

これらのことに取り組むことにより、県産畜産物の国内外における認知度向上や販路開拓強化はもちろんのこと、海外市場を視野に入れた安全・安心な本県畜産物の安定的生産や本県畜産業の活性化、更なる発展につながるものと考えております。

岸本淳志委員

オール徳島のブランド力を底上げしていき、国際競争に勝っていけるように頑張っていたいただきたいと思います。

次に、未来へつなぐ！食育レガシー拡大事業の経緯と概要について、教えていただけたらと思います。

水口みどり戦略推進課長

未来へつなぐ！食育レガシー拡大事業について御質問を頂きました。

昨年6月に本県で開催しました第20回食育推進全国大会 in TOKUSHIMAにおきましては、

実行委員会の皆様をはじめとする関係者各位の御尽力により、両日合わせて2万4,000人もの御来場者をお迎えしました。食の大切さを再認識する場を提供できまして、非常に意義深い機会でした。

この全国大会を契機に、教育、医療、農林水産業、食品関連事業者といった多様な主体の間に生まれたつながりは、本県にとってかけがえのないレガシーでございます。

このネットワークを本県の食育推進の強力な原動力と位置付けまして、県民の皆様の中に醸成された熱意を絶やすことなく次代へ引き継いでいくため、本年10月、関係機関との連携を一層深化させ、相乗効果を最大限に引き出す徳島モデルによる県版の食育大会を徳島市内で開催したいと考えているところでございます。

岸本淳志委員

徳島による県版食育大会の特徴として、こういった視点を念頭に置かれているのか詳しく教えていただきたいと思っております。

水口みどり戦略推進課長

県版食育大会の特徴でございますけれども、全国大会の成果を確かなものとし、本県独自の取組として更に発展させるため、三つの視点を柱として取り組んでまいりたいと考えております。

まず一つ目は、県民ニーズに寄り添ったコンテンツの展開として全国大会のアンケート結果を精査しまして、関心が高かった食品ロス、健康、食の安全に加えまして、食文化や地産地消を有機的に融合させ、見て、学んで、体験するといった魅力あふれるプログラムを展開してまいりたいと考えております。

次に、全国大会前日に開催したことによって、多角的な視点から食の未来を考える機会につながりました国際消費者シンポジウム in 徳島 2025と連携しまして、同日開催ということで双方の親和性を更に深め、未来へ残すための行動をより具体的で実効性のあるものへと高めてまいりたいと考えています。

さらに、全国大会で培ったネットワークを推進母体として昇華させることにより、本県における食育活動の持続的な体制を構築してまいりたいと考えております。

こうした取組を通じて、本県独自の食育を継続、発展させるべく、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

せっかく全国大会を行いましたので、一過性のものではなく、本県食育が更に飛躍するように、これからも学びが深まる場にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、GREEN×EXP02027県産花き魅力発信事業についてお伺いします。

事業内容を詳しく教えていただければと思います。

水口みどり戦略推進課長

GREEN×EXP02027県産花き魅力発信事業について御質問を頂きました。

2027年国際園芸博覧会は、正式略称がGREEN×EXPO2027でございますが、令和9年3月19日から9月26日まで、神奈川県横浜市において、幸せを創る明日の風景をテーマに、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が高まる社会の創造を目的に、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が主体となり、政府、神奈川県、横浜市、関係機関が連携して開催、運営される参加者数1,500万人規模の博覧会でございます。同等クラスの国内開催は、1990年に大阪で開催されました国際花と緑の博覧会以来、37年ぶりとなるものでございます。

当博覧会において、都道府県や政令指定都市、また市町村などが出展できる自治体ブース出展のパターンは、屋外出展と屋内出展の2種類がございます。

出展の内容に関する要件につきましては、いずれも花、緑、農、食育や環境などへの取組に関するもの、市場取引において価値を有するもの又は学術的、芸術的、希少的価値があるもの、国内外の来訪者の関心を促し誘客、交流につながるものとなっていることから、当博覧会を国内外市場における県産花きのブランド価値の向上と徳島への観光誘致を図る絶好の機会と捉え、県土整備部と連携して屋外、屋内ブースへの出展を計画しているものでございます。

岸本淳志委員

屋内展示におきましては県産花きを主役にするということですが、具体的にどういった品目を中心に展示したりとか、徳島の独自性を出していくのか教えていただけたらと思います。

水口みどり戦略推進課長

具体的にとの御質問でございます。

屋内展示におきましては県産花きを主役にしまして、徳島の伝統文化と融合させたストーリー性のある空間の展示を行いたいと思っております。品目につきましては、本県が全国屈指のシェアを誇るシンビジウムをはじめオリエントリリーやフリーズア、また春でしたらチューリップなど、県産の春の花々をアレンジに使用した徳島らしさを展開したいと考えております。

屋外展示につきましては、開催期間の全期間、徳島の自然や風土を表現した庭園を常設しまして、誘客につながるPRを実施したいと考えております。

岸本淳志委員

県内の花き農家の皆様の情熱が、販路拡大であったり、そうしたことをきっかけに県内の観光誘客につながるように、戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、地元の困り事なのですが、野生鳥獣による農作物被害についてこの委員会で御報告されておりますが、今回、私は野犬による農作物被害についてお伺いさせていただきたいと思っております。

地元国府町の鮎喰川の河川敷周辺におきまして、野犬への餌やりが行われていることにより野犬の数が増えて、住民の方々からいろいろ不安の声が上がっております。担当課の話になると部局が違うようになってくるのですが、農業を営む方々から私に、野犬

が農地に入ってくるといろいろ被害が出てくるとの御相談がございました。

そういうところで、野犬による農作物の被害があることを御存じであるかと、御存じであれば本県の状況を教えていただけたらと思います。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、野犬による農作物被害についての御質問を頂きました。

野犬による被害対策につきましては、生活環境部が狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律に基づき対応しております。

生活環境部によりますと、令和6年度、県下の保健所や動物愛護管理センターに寄せられた飼い犬や野犬といった犬に関する相談苦情件数は、県内全体では1,646件と伺っております。

このうち農作物に関する苦情相談件数は、徳島市内の3件を含み県内全体で9件であり、その大半が畑の踏み荒らしや、まいた種を掘り返されるといった苦情であるとお聞きしております。

岸本淳志委員

県内の野犬の報告で上がってきている農作物被害の現状は、よく分かりました。

農家の方々が大切に育てられた農作物の影響を考えると、何かしらの対策が必要であると思っておりますし、野犬による農作物の被害に対してどういった対策を取っていくのか教えていただければと思います。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、野犬による農作物被害の対策についての御質問を頂きました。

野犬対策につきましては、繰り返しとなりますが、徳島県動物愛護管理センターや各保健所が野犬の捕獲などに取り組んでおります。

生活環境部によりますと、委員お話しのとおり、野犬の繁殖する原因の一つとして無責任な餌やり行為があり、例え善意によるものであったとしても、餌やりが地域住民の皆様への迷惑となり不幸な動物を増やすことにつながる等について、徳島県動物愛護管理センターや徳島保健所が粘り強く啓発活動を行っていると同っております。

また、徳島県動物愛護管理センターによるパトロールの実施や、地域の皆様の御協力の下、捕獲器の設置による捕獲や収容に取り組んでおり、一定の成果を上げていると同っております。引き続き、生活環境部において野犬の被害対策に取り組んでいくと同っております。

なお、県下7か所の農業支援センターにおきましては、関係機関と緊密な連携を図りながら、被害が生じた際には現場の状況に応じた相談対応を行ってまいります。

岸本淳志委員

元々この話は、複数の農家の方から農業被害をベースとしてお伺いした話であります。

徳島新未来創生総合計画の中で、縦割り行政ではなく組織横断的に、横串を刺して施策を構築、実施してまいりますとの記載があったかと思えます。

こうしたことについて、担当でないという話ではなく、部局を横断して是非取り組んでいただきたいと思うのです。

一言で結構ですので、部長か副部長からコメントを頂けたら有り難いと思います。

七條農林水産部副部長

委員御指摘のとおり、今回の野犬による農作物被害は住民の生活にも影響する問題だと思いますので、これに限らず、関係する部局としっかりと連携を深めまして対応してまいりたいと思います。

井村保裕委員

単刀直入に聞きます。事前委員会でも聞かせていただきました渇水の件でございます。

いよいよ田植えの時期が来たんですけれども、昨日雨が降りまして少し安心したんですが、雨雲レーダーを見たら海岸のほうだけ雨雲があって、赤いところとか黄色いところがあったのです。山のほうに薄い水色しかかかっていなかったのでもっと山のほうに降ったらいいなと思いながら見ていたのです。

現在の渇水の状況と対応について聞かせてください。

若山生産基盤課長

渇水の状況や対応について御質問を頂いております。

まず那賀川水系では、本日0時現在の貯水率は26.0%で平年値68.5%と比較して少ない状況となっております。

事前委員会でも御報告したとおり、工業用水を3割カットする2月6日からの第2次取水制限が、現在も継続中となっております。

また、昨日9時から、吉野川水系でも今週火曜日からの降雨により取水制限が一時的に解除されたところではありますが、本日0時現在の貯水率は40.8%で、平年値78.8%と比較して少ない状況となっております。池田ダムからの供給量を19.4%カットする第2次取水制限がなされるなど、厳しい状況となっております。

今後、両水系ともダムの貯水率の低下に伴う更なる取水制限が行われるものと想定されるとともに、両水系にかかわらず県下全域で水が少ない状況にあります。

このような状況から、今後の農業用水の確保や農作物への影響が懸念されており、県では2月20日に、農業者等を対象とした渇水に関する相談窓口を万代庁舎及び各庁舎に設置したところです。

なお、用水需要が多くなる水稻作付けが間近に迫っていることから、当課及び各庁舎の農業農村整備事業担当では、河川水位の低下により取水困難な場合における取水方法などの技術的相談や応急ポンプの手配など、機動的に対応してまいりたいと考えております。

井村保裕委員

長安口ダム貯水率26.8%、早明浦ダム貯水率40%と、現場では本当に危機感しかないという声があるのが実情でございます。

先だつての徳島新聞の報道で、キャベツ、ハウレンソウ、レタスに影響が出ているとあ

りました。ワイドショーでもやっていたんですけど、雨が降らないからキャベツに実が入らなくて、軽いキャベツになっているみたいな報道があったんですが、現時点でどのような被害があるのか教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

少雨による、現時点での影響についての御質問でございます。

現在、吉野川水系では、ブロッコリーやレタスなどの露地野菜が栽培の最盛期を迎えております。産地からは、長引く少雨の影響により農作物の生育に遅れが生じているといった懸念の声が届いております。

また、那賀川水系においては、3月下旬から開始されます田植えに向けまして、間もなく育苗のピークの時期を迎えます。今後、まとまった降雨がなく少雨傾向が続いた場合には、本格的な田植えシーズンに向けた代かきなどの準備作業の遅れが懸念されている状況でございます。

県としましては、今後の気象状況と農作物への影響を十分に注視しつつ、県下7か所の農業支援センターにおきまして、露地野菜を栽培する農業者に対し、例えば畝間かん水やチューブかん水の定期的な実施など、現場の状況に即した技術指導を徹底してまいりたいと考えております。

今後とも関係機関と緊密に連携しまして、農業者の不安を払拭できるようなきめ細かな支援を心掛けてまいります。

井村保裕委員

あと1点、最後にお聞きします。

そのように雨が降らない、貯水率も悪い、これからも春は少雨が続くという報道の中で、私の知っている限り、当然これまで経験したことのない最悪のケースも想定されています。それに対して、今からどのように準備しておくべきと考えられていますか。

若山生産基盤課長

最悪の場合も想定した事前対策ということで、御質問を受けております。

県南の水稻栽培地域では、3月中旬から農業用水の取水を開始するところが多くあることから、今後もまとまった雨が降らない場合を想定した事前対策を考えておく必要があると認識しております。

特に、栽培初期の代かきから田植えまでの間については多くの用水を要することから、農業用水を管理する土地改良区などに対し、限られた用水量で賄えるよう、事前対策として用水ブロックごとのローテーション計画や用水の反復利用の可能性などを検討していただくとともに、県としては、これらに関し技術的な支援を実施してまいりたいと考えております。

また、河川水位の低下に伴い取水が困難となる場合や、農業用水路の水位低下により水田に直接用水が入らない場合などには、土のうによる水路のせき止めやポンプでのくみ上げが必要となることが想定されております。

このような場合には、中国四国農政局が県内に配置している応急ポンプの貸出あつせん

や、県単独事業による支援の準備を進めたいと考えております。

井村保裕委員

これで終わりますけれども、過去にも濁水があつて、エリアごとに水をやったり、やる準備までしてきたりしたことがあつたと思います。

よく言われるのが、いついつ水が来るのだったら、現場はそれまで待つと。けれども、その日に水を必ずここまで送ってくれと。計画はあつても水が出ない。特に私たちの下流末端のエリアについては、先に上流で水を取ってしまつて下流まで届かないのに、時間が来たから切り替えられて違うエリアにいつてしまう。結局、田んぼが亀の甲羅みたいに干上がつてしまうことが過去にもたくさんありました。

ですので、効率よく番水するとなつたときには、きちんと公平に水が行き届くように、いつも水を管理している団体が言っていますので、そこらも一緒に御指導いただきたいと思ひます。

寺井正邇委員

先ほど里部長から、にじのきらめきの品種の導入についてお話があつたわけでございます。

私も、この品種ができてからずっと委員会で質問させてもらつて、早く導入したらいいというお話をさせてもらったのですけれども、いよいよ令和10年には徳島県で1,000haを目指すということで御報告がありました。

種子の安定供給に向けて、美馬市で種子生産を開始していくと、いよいよ本格的になつてきたかなと、これまでの御努力に対し敬意を表したいと思ひます。

収量が取れる品種で非常に有り難いのですけれども、ただ問題は、米の価格が30kgで1万5,000円という農業協同組合の概算払から始まつたわけで、農家はようやくお米でプラスに、いわゆる利益が出てきたと喜んでおります。それぞれ悩んでいた人も、あと何年か米を作ろうかという話まで出てきているわけでございます。

問題は、価格が下がるのではないかという報道が農業新聞等々にも出ておまして、せっかく収量が取れる品種が導入された中で、価格が下がれば何の意味もなくなつていくと私は思っているのです。

そこで、多分4月ぐらいから農業協同組合の概算払の話が出てくるのかなと思ひますけれども、今年の価格に対して県はどのように指導をしていくのか、お聞きしたいと思ひます。

水口みどり戦略推進課長

今年度産の米価の御質問を頂いたと思ひます。

米の価格については、農林水産省から定期的に情報が発信されておりますし、民間ベースでもいろんな情報が湧いていると承知しております。

ただ、農林水産省が申しておりますとおり、我々は価格についていろいろなお話をする事がなかなかできない部分もございます。そういった価格の状態に合わせて、生産者の方々に安心して生産していただけるような支援に努めていきたいと考えているところでござ

ざいます。

寺井正邇委員

先ほども言いましたように、30kgで1万5,000円になったということです。

1合の玄米で幾らの値段だと思いますか。1合75円です。決して高くはない中で、先ほど食育の問題も出ておりましたけれども、農家が一生懸命頑張って、1合のお米でお腹がいっぱいになります。浅型なら、多分2杯はあります。それが75円で、200mlか300mlか知りませんが、水1本の値段と比べてそれより安いというのはおかしいと思うのです。

それを言ったらきりがないので言いませんけれども、これから今年の価格が新しく、農業協同組合を中心にいろいろと値段が決まっていくのかなと感じるわけですが、県も農業協同組合と一緒にあって、農業、特にお米を作っている人たちに失望感を与えないような価格設定に御尽力いただければ非常に有り難いと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

重清佳之副委員長

最後なので2点お聞きします。

1点は和歌山県との漁業権、それと先ほどから議論しているお米について一つ聞きたいんです。

米といえば休耕田や耕作放棄地、ここ2年間は値段が良かったのでみんな作り出したと思うんですが、現実的に休耕田は増えているのですか、減っているのですか。徳島県はどんな状況ですか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

荒廃農地や耕作放棄地の面積については、農林水産省の調査要領に基づいて市町村農業委員会が調査しているところであり、現在、平成27年時点の2,711haから9年間で546haの増加でございます、令和6年度現在で3,257haという面積となっております。

重清佳之副委員長

長いスパンではなく、ここ2年間米の値段が高かったということで、もう一回作ってみようかと。先ほど言われたように、私もたまに散歩したら、去年は結構作り出したということで休耕田が減ってきている感覚を受けたのだけれど、全体的にはまだ減っているのかなと。

これは人手不足もあるし、機械の高騰、鳥獣被害、そして一番に、安かったことでみんなやめていったんですけれども、今、値段が上がってもまだ減っているのかどうか。実際問題増えてきているのか。ここ2年間、現状、去年はそれでも減ったのか。ここを知りたいです。これによって施策も作っていかねばいけないと思いますが、どうなんですか。

水口みどり戦略推進課長

米の生産面積につきまして御説明しますと、主食用米の生産面積について、令和6年度から令和7年度にかけての増加面積が510ha、主食用を作る水田が増えたような結果と

なっております。

重清佳之副委員長

少し増えてきたということで、先ほど言われたように、今年もまだ値段は分かりませんが、3月から地元は田植えが始まります。まだ、そこそこの値段で買ってくれるかなと期待して、今からみんな田植えをしたいと思います。値段が安くなったら、また全部耕作放棄地になっていきますので、今、県として何をしたらいいかを考えて、やっていただきたいと強く要望しておきます。せっかく2年間良い値が付いて、みんながもう一回田植えをしましょうかとなっておりますので、その点、よろしく願いいたします。

それと和歌山県との漁業権は一般質問で出ましたけど、具体的にはどのような状況で、今後どのようにしていくのか、まず教えていただけますか。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま、和歌山県との漁業上の境界の問題について御質問を頂きました。

現状は、本県は慣行に基づく境界線が存在するという主張を続けているところ、和歌山県はその存在を認めないと主張しておりまして、平行線のまま、現在に至っているところでございます。

現在のところ、漁場をめぐる紛争や衝突は起こってはいないのですが、線が引かれていない状況で、取締りやそういった点にも支障が出ている状況であります。

そのため、県としては水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、国の仲介を受けながら、和歌山県と行政間で問題解決に向けた協議を進めているのですが、主張が対立したまま平行線という状況が続いております。

本県としましては、主張線に従って本県海域に違法に侵入してきたような、違法操業するような船舶に対しては取締りをしっかり進めていっているところでございます。

今後も、引き続き行政間で協議を進めさせていただいて、解決に向けて国とも連携しながら、国に対しても要望しながら解決に向けて進めてまいりたいと考えております。

重清佳之副委員長

昔、和歌山県と徳島県で、組合、漁業者同士で協議をしていたのですが、今もまだやっているのですか。

嶋村漁業管理調整課長

漁業者同士の協議について御質問でございます。

両県の漁業者が直接お会いして協議する場合は、年数はあれなのですが、長い間意見の衝突が続くまま、なかなか話合いができない状況になっているということで、現在のところ、漁業者間の協議は行われていない状況です。

重清佳之副委員長

これから県が水産庁、また和歌山県に要望するのか、話合いをするのか。今後どうふうにやっていくのか。国会議員のところに話に行くのか。具体的にどのようにしていく

のか、教えていただけますか。

嶋村漁業管理調整課長

昨年、知事が直接水産庁長官にこの問題解決に向けて要望しておりまして、その前年には、副知事から当時の農林水産大臣に要望しております。

実際に我々実務者同士で協議も進めながら、国に対しても、このような状況にあると本県の主張を適切に伝えるとともに、要望を続けてまいりたいと考えております。

重清佳之副委員長

この問題で和歌山県が特に主張したのは、和歌山県の知事は言ったけど、徳島県は言わなかったというのでずっと揉めたんです。今回は質問したけど副知事が答弁しました。次に誰かが質問したときは、知事が答弁していただけるんですか。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま、議会での答弁者についての御質問であると思うのですが、次回このような質問があったときに知事が答弁するかについては、現状、私からはっきりと申し上げることはできかねます。

重清佳之副委員長

まだ誰が質問するかどうか分かりませんから。結局和歌山県の主張は、知事がこう言っている、徳島は言わなかったではないかと。今回も副知事ではなく、知事がここまで行くのであったら、なぜ言わなかったのか。

知事は水産庁、海上保安庁といろいろ行っているのであれば、今回はそろそろ言ってもいい時期ではなかったのかなと思います。ここは全面的にきちんと話ができますと。もうそろそろ、知事がトップに立っていきますとしたらどうですか。

ここをしておかない限り、いつまでも知事が言った言わないでやられますので、ここは徳島県知事として、これは徳島県のあれと違いますと言いましたと。きちんとした主張をしていただきたいと思います。これは地元の漁師さんも望んでいると思うんです。もう一回、本当にきちんと考えてくれますか。この前は、我々の会派だったけれど、質問するのを知らなかったの。聞いていて、それだったら知事ではないのかと思いました。

中途半端でなく堂々といきませんかと思いますので、強く要望して終わります。

仁木啓人委員

すぐ終わりますけれども、慣行線の問題で一番問題なのは、向こうが慣行線はないと主張をしているだけではないはずなんです。ないと主張しているのに、徳島の漁師をだ捕したわけでしょう。ここの部分の事実関係の確認をさせてほしいのです。こういう事実があるから、問題なのではないですか。私も思っているわけですが、そういう経緯があるのではないですか。

嶋村漁業管理調整課長

過去に本県の漁船が本県の主張線を越えたことで、和歌山県がだ捕したことだと思いのですけれども、実際、昔はA線を越えていった船を和歌山県当局がだ捕というか検挙して、司法処分は行わず行政処分したという事例はございました。

和歌山県の主張としては、徳島県が主張している線を越えて出てきたので無許可操業だということ……

（「話が合わない、なめている」と言う者あり）

仁木啓人委員

そこなのです。我々からしたら、なめられているという話になるのです。今の時期に皆さんがこれを言ってくれているのだから、どうにか早くしてほしいと私も強く要望しておきます。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。

扶川議員から発言の申出がありました。委員外議員の発言につきましては、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

耕作放棄地と食料安全保障のことをお尋ねします。

沢本勝彦委員長

委員各位にお諮りいたします。

扶川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川敦議員

第2次高市内閣が発足して、高市総理が施政方針演説をした中でいろんな危機事象について言及しましたが、食料安全保障に関しては、供給と需要を共に伸ばし食料自給率の向上を実現しますと言いました。さらに、農業については全ての田畑をフル活用するともおっしゃいました。米についても、供給力を強化することにより安定供給を図るとおっしゃいました。

それであれば、今も少し議論がありましたが、まだ林地化までに至っていないような荒廃農地を再生したり、耕作放棄地の解消を進めて、耕地面積をこれ以上減らさない方策が必要じゃないかと思いつつながら、施政方針演説を見ていました。

合理的に考えたら、農地転用についても強い規制を取らなかつたら、農地の減少は止ま

りません。高市総理が、どこまで本気で食料安全保障のために耕地面積の確保や食料自給率の向上をやろうとしているのかを、まだ見極めなければなりませんけれども、まずは、従来より踏み込んだことは評価したいと私は思っております。

そうした目線で、徳島新未来創生総合計画やその下位計画である基本計画を点検しますと、まず、徳島新未来創生総合計画の5ページでは、世界的な食料需要の拡大や生産の不安定化を背景として、食料安全保障を強化すると書いています。下位計画の徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画でも同様に、食料安全保障リスクの増加という文言が最初のページに入っております。

私もこれを入れてくださいと求めてきたので、これはそれで良いんです。ただ、その基本計画の内容を見ますと、食料自給率ではなくて、知事もいつも協調しておりますが、食料自給力の強化に向けて、四つの力の強化に取り組むとしております。

その四つの力のうち、つくる力では、持続可能な生産や海外市場をも見据えた産業へと転換するため、経営の大規模化、生産施設などのスマート化、新技術の実装などを加速し、高い供給能力と収益性を兼ね備えた産地づくりを推進するとしています。問題は、ここに耕地面積を確保という観点が全く入っていないことです。

基本計画では、平成25年の3万600haから令和4年の2万7,800haと10年間で9%、2,800haも減っています。年当たりになると、何と280ha。農林水産省の令和7年1月1日時点の数字によると、徳島県の田畑の合計耕地面積は、前年より400ha、1.49%減っている。令和4年から令和7年の平均を見ると、330ha。それまでのテンポよりも加速しています。

先ほども説明がありましたけど、飼料米を食用米にすることはできますし、今年も10%前後増えています。お米をすぐに転換できるんです。荒廃農地で米を作れますか。麦ですら作れません。これを何とかしないと、食料安全保障なんて有り得ない。そのことについてどのようにお考えか、まずお尋ねします。

平島農林水産政策課長

先ほど委員がおっしゃったように、国におきましては、令和6年5月に成立しました改正食料・農業・農村基本法において、食料安全保障の確保が基本理念として位置付けられております。

本県としましても、先ほど議員のおっしゃった徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画におきまして、四つの力によって、食料安全保障だけではなくて、人口減少、労働力不足などの課題にも対応するために、この計画で食料安全保障リスクの軽減も含めてまい進していくと、計画を立てているものでございます。

この耕作放棄地の解消、拡大防止につきましては、これら四つの力のうち、つくる力の評価の中で、地域計画を踏まえた農地利用の推進として位置付けられております。

具体的には、農業者の高齢化や減少に伴い、耕作放棄地の増加など農地が適正に利用されないことが懸念される中、目指すべき将来の農地利用の在り方を明確にした地域計画の実現に向けて、関係機関と協力組織を構築しまして、地域特性に応じた課題解決に取り組むこととしております。

扶川敦議員

確かにそうです。そう書いています。問題は、その作られている地域計画が、中山間地も含めて耕地をきちんと守っていく計画になっているかどうかです。地域計画の作り方がどんなものなのかということで、参考の様式を見ました。すると、区域内の農用地面積に遊休農地が含まれている場合は、備考欄にその面積を記載してくださいという形になっています。別のページでは、任意記載で遊休農地を対象として保全管理等の取組も記載できるようになっています。これは任意なんです。しかし、遊休農地というのは、農地法第32条で適正に耕作されていないから農業委員会が調査指導対象にするものであって、耕作放棄地や荒廃農地とはどういう関係になるのでしょうか。耕作放棄地とか荒廃農地というのは、もっと広い概念だと思います。どうなんですか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま扶川議員から、荒廃農地、耕作放棄地の定義についてお話を頂戴いたしました。荒廃農地につきましては、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可となっている農地という定義になっておりまして、その中で、再生利用が可能な荒廃農地として、荒廃農地のうち抜根整地、区画整理等により再生ができるものは再生利用が可能な荒廃農地、また、森林の様相を呈しているなど物理的に条件整備が著しく困難なものについては、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地など、定義がされているところでございます。

扶川敦議員

定義を聞いたんじゃないですけどね。耕作放棄地は、1年以上耕されていないという定義ですね。制度によっていろいろな呼び方がされるので、統一したものではないです。言いたいことは、この地域計画の中でこれは任意記載事項に過ぎないんです。県全体としても、この耕作放棄地の状況は、この基本計画でもトータルで幾らあって減っていくという数字は示されていますけど、ずっと一貫して横ばいで増えている。耕作地は一貫してどんどん減ってきています。これを止めるという視点がないではないですか。転作すれば、野菜から米、米から野菜、飼料米から食用米というのは幾らでも変えられますから、食用米が増えたということはあります。今年度もそうです。でも、食料全体を考えたら、自給率はアップしません。だから、食料自給率のアップというのを高市さんが言い出しているし、本気でやらないと食料安全保障はできないんじゃないですか。

価格の話が寺井委員からありました。この鈴木宣弘さんの本を読んで、石破さんの時代には補填対策を検討して、いろんなパターンの補填対策をする、しない、それから減反する、しないを組み合わせ、これから減反をやめて飼料米も食用米も作っていただいて、余ったものについては備蓄米として蓄えて食料安定に回して、場合によったら、それを飼料米に変えていく形でやっていけば、米価も安定する。最小限の費用は農家に払われるわけですから、農家はちゃんと保障されていますから、全部生産費を転嫁しなくてもいいから、消費者米価は上がらないわけです。これが良いということで、国や石破さんがきちんと検討させているんです。石破さんが退陣してしまい、残念ながら本当に悔しいと書いていましたけれども、こういうやり方を高市さんにも引き継いでいただきたいと思

います。でないと、食料安全はできないし、米農家も守れない。そういう認識に立つのであれば、知事先頭にその意見を国に対して上げていただきたい。耕地面積そのものを守らないと、食料安全保障なんかできないという思いを上げていただきたい。どういう認識ですか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま扶川議員から、食料安全保障のためには耕作放棄地の解消が必要なのではないかという御質問だったかと思えます。

先ほど議員からもお話がありました、市町村において策定された地域計画の116地区を分析させていただきますと、97地区において耕作放棄地の防止、解消が課題とされ、地域計画の課題においても、耕作放棄地の解消は重要な課題となっているところでございます。

このような状況の中で、県としましては、昨年5月に関係各課や関係機関によるプロジェクトチームを立ち上げて、耕作放棄地の対策を含めた課題解決に向けた処方箋の作成ですとか、市町村農業委員会に向けた説明会の開催等を実施させていただいているところでございます。

その中で、耕作放棄地の発生防止対策として、担い手への農地の集積や集約、また農業者の費用負担なしで区画整理等の事業が可能な農地整備事業、また水路、農道等の管理など農地の機能を維持するための地域活動に対する支援の交付金などの紹介を推進するとともに、新規就農者の確保対策や規模拡大を目指す農業者への機械の導入など、農地の受け手となる担い手の支援を推進させていただいているところでございます。

また、解消対策として、担い手が実施する再生作業に要する雑草の除去や、土壌改良の費用の支援を推進させていただいているところでございます。

さらには、大規模な農地整理事業が困難な地域において、耕作放棄地の発生防止や、担い手の農地の集積、集約による農地の効率利用のため、農業委員会の方々を対象とした所有者と耕作者とのマッチングなどのスキルアップの研修会ですとか、畦の除去など簡易な基盤整備による農地の大区画化等を推進いたしまして、農地の確保を通じた活動を推進して、農地の確保に努めてまいりたいと考えております。

扶川敦議員

再生するための費用なんて、とんでもなく掛かります。私は自分の家のところを実際にやりました。頼まれて依頼したこともありました。そう広くないところでも、すぐ50万円ぐらい掛かってしまうんです。そんなのはできません。もっときちんと補助してください。それから何回でも言いますが、今の対策の中に耕作面積を確保しようという目標がないではないですか。これが問題なんです。耕作面積を確保したら大量生産で米価が下がるなんて、さっき申し上げたように、そんなことはないんです。

最後に参考に一言申し上げます。給食は県下小中学校で今、週3.5日平均ですが、これを5日全部米にしても、年間643tあれば足りるんです。1ha当たりの米の収量が玄米で5.2tだとすると123ha分あるんです。その3倍もの耕地が、毎年失われているんです。これはもっと危機意識を持ってやらないと。

高市さんも同じように、スマート農業で大規模開拓と言っていますが、それで中山間

地の耕地をどうやって守るんですか。

ここは本気度が問われると思いますので、県としても、しっかり認識して国に意見を上げていただきたいと申し上げておきます。

沢本勝彦委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第10号、議案第11号、議案第35号、議案第36号、議案第43号、
議案第45号、議案第54号、議案第61号、議案第62号

以上で農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件につきましては閉会中に調査することとし、その旨議長に申出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この1年間、本日も終始御熱心に御審議を賜り、また、委員会の議事運営に格段の御協力を頂きましたことを深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、農林水産部関係の審査に当たり、里部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、

今後の政策の推進に反映されますよう、強く要望させていただきます。

終わりに当たりまして、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第でございます。ありがとうございました。

皆様方にはますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの場で県勢発展のため御活躍いただきますことを御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

里農林水産部長

農林水産部を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

沢本委員長、重清副委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間、農林水産行政につきまして終始熱心に御審議を賜りまして、お礼を申し上げます。

先ほどは、重清副委員長、仁木委員から、長年の水産業の課題である和歌山県との漁場上の境界の問題について貴重な御提言を頂き、この問題に携わってきた一人として非常に嬉しく、心強く感じたところでございます。

皆様方から頂きました貴重な御意見、御提言をしっかりと受け止め、未来に引き継げる農林水産業、農山漁村の実現を目指してまいります。

今後とも、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念いたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

沢本勝彦委員長

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（12時41分）